

令和8年度後発医薬品差額通知業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和8年度後発医薬品差額通知業務委託

2 業務の目的

後発医薬品の使用促進による医療費の適正化と被保険者の医療費負担の軽減を目的として、後発医薬品差額通知を行う。また、効果測定用の提供データを用いて効果の検証を行う。

3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

委託者が提供する下記データから後発医薬品の使用を促す通知を作成し、年1回発送すること。通知書送付後、効果測定用の提供データを用いて効果の検証をすること。

(1) 委託者から提供するデータ

- ①被保険者マスタ
- ②レセプトデータ

医科：21_RECORDEINFO_MED.CSV

DPC：22_RECORDEINFO_DPC.CSV

調剤：24_RECORDEINFO_PHA.CSV

各データともに候補者抽出及び通知書作成用として令和8年3月診療分、効果測定用として令和8年9月診療分を提供する。

その他、本業務に必要と思われるもので、委託者が使用を許諾するデータについては、委託者より受託者にデータ提供することとする。

(2) 後発医薬品差額通知作成

- ①(1)のデータを用いて、後発医薬品に切り替えた場合の差額が基準月に100円以上ある者について作成し、委託者に提供すること。
- ②ジェネリック医薬品の選定基準は以下の通りとする。

ア 医薬品の薬価基準コード及び添付文書をもとにして、以下のクレームの対象となる医薬品は除外すること。

- ・がん、精神疾患を推測する医薬品は除外すること。
- ・先発医薬品とジェネリック医薬品の効能効果が異なる医薬品は除外すること。

イ 医師から告知を受けていない可能性のある医薬品の通知はしないこと。

ウ 先発医薬品と剤形や規格単位が一致するものに限ること。

エ 短期処方薬及び注射薬は除外すること。

オ 安定供給体制が整備されており、ジェネリック医薬品の規格取り揃え等に障害のない製薬会社の薬剤に限ること。

③通知書等の作成仕様

ア 通知書は、A4判両面1枚、カラー刷りとし、高齢者に配慮したユニバーサルデザイン

で作成すること。

- イ 通知書のレイアウト、記載事項等については委託者と受託者が協議の上、決定すること。
- ウ 委託者が作成したA4版1枚の案内文書を同封すること。
- エ 窓あき封筒へ封入・封緘し、対象者に発送すること。
- オ 窓あき封筒は、受託者において作成すること。なお、封筒のデザイン、色、記載事項等は、委託者が指定する。
- カ 誤封入・誤送付を防止するために以下の対策を講じていること。
 - ・封入物がもれなく入っているか確認するため、封入後封筒の厚み検査を行うこと。
 - ・作業履歴を把握するため、作業工程のカメラ撮影や作業履歴の記録をすること。
 - ・被保険者の氏名・性別・生年月日などで本人を特定すること。
- キ 通知書の想定件数は年間4,000通とし、7月頃発送すること。

(3) 納品物及びその方法

- ア 受託者は、通知書の送付者リストを委託者に納品すること。
- イ 受託者は、通知書の複製データを委託者に納品すること。
- ウ 成果物は、一括で郵便局に持ち込むこと。(ただし委託者より特別の指示があった場合はこの限りでない。)なお、持ち込みに対する郵便局とのやり取りについては、受託者にてこれを行い、差出票等の書類作成を行うこと。
- エ 郵送に係る経費は、受託者の負担とする。

(4) コールセンターの設置

受託者は、被保険者から寄せられる後発医薬品に関する問い合わせに、薬剤師を含む専門のスタッフによる電話対応を行うコールセンターを設置すること。

(5) 効果検証

後発医薬品差額通知送付後に発生するレセプトデータで効果検証を実施すること。効果は、下記①～③の各号について測定し、報告すること。

- ①通知前後の後発医薬品への切替状況(個人別)
- ②後発医薬品差額通知の実施による削減効果額
- ③後発医薬品差額通知対象者全体の切替人数

5 セキュリティ体制

業務履行場所のセキュリティ対策については以下の通りであること。

(1) 作業場の分割

データ入力を行う場所、通知業務を行う業務サーバーを設置している場所、通知書を作成する場所を分けて管理すること。

(2) 入退管理の徹底

各作業場への入室には、指紋認証などの入室制限を行い、あらかじめ登録しているものだけが作業できること。

(3) データ持ち出しの禁止

スマートフォン、携帯電話等の私物の持ち込みを禁止するとともに、USB端子の無効化を行い、監視カメラによる監視及び撮影の記録をすること。

(4) データ保管場所の施錠

受領したデータは、保管庫に入れ施錠し、データを格納している業務サーバーもラックに入れた状態で管理すること

6 情報管理

個人情報等の適切な管理のため、プライバシーマークかつ ISO27001/ISMS を取得していること。

7 その他

- (1) 業務の全部または一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただしあらかじめ委託者の承諾を得た場合はその限りではない。
- (2) 本業務の遂行にあたり、委託者と随時連絡をとり、必要な場合に打合せを行うものとする。本仕様書に定めのない事項及び本業務に関して疑義が生じた場合は、委託者、受託者協議のうえ決定する。